

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	戦傷病者戦没者遺族等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八代市は、戦傷病者戦没者遺族等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

八代市長

## 公表日

令和6年3月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	戦傷病者戦没者遺族等に関する事務
②事務の概要	<p>本市は、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者特別援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき、戦傷病者及び戦傷病者等の家族並びに戦没者等の遺族の福祉の向上に関する事務を行う。</p> <p>本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 戦傷病者乗車券類に係る請求の受理、進達及び引換証の交付</li> <li>2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給に係る請求の受理、進達並びに裁定通知書及び国庫債券の交付</li> <li>3 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に係る請求の受理、進達並びに裁定通知書及び国庫債券の交付</li> <li>4 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に係る請求の受理、進達並びに裁定通知書及び国庫債券の交付</li> <li>5 戦没者等の父母等に対する特別弔慰金の支給に係る請求の受理、進達並びに裁定通知書及び国庫債券の交付</li> <li>6 戦傷病者手帳の記載事項変更受付、再交付受付、返還受付及び進達</li> </ol>
③システムの名称	システムは使用しない
2. 特定個人情報ファイル名	
戦傷病者戦没者遺族等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第1の20、40、42、48の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第31条、第33条、第39条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> <div style="margin-left: 20px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康福祉政策課
②所属長の役職名	健康福祉政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八代市 健康福祉部 健康福祉政策課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4003  八代市役所 情報公開総合窓口（総務企画部文書統計課文書法規係） 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八代市 健康福祉部 健康福祉政策課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4003

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

